

令和3年度 第1回瀬戸市環境衛生審議会議事録		
日時	令和3年8月5日(木) 午後2時から午後4時まで	
場所	瀬戸市文化センター1階 11会議室	
出席者	委員	出席者：小林委員、藤井委員、伊藤委員、服部委員、 大倉委員、萱岡委員、古謝委員 欠席者：加藤委員
	事務局	藤井市民生活部長 (環境課) 加藤課長、渡邊課長補佐、 平川ごみ減量係長、池内ごみ減量係主事
傍聴者		なし
<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊補佐から会議成立の報告</li> <li>・藤井部長から挨拶</li> <li>・各委員からの挨拶</li> </ul> <p>2 議事</p> <p>(1) 会長及び副会長の選任について 委員の互選により会長：小林委員、副会長：藤井委員に決定した。</p>		
会長	平成27年度から本審議会に携わっているが、残念ながら目標とするごみ減量に至っていないことに大変責任を感じている。今年度、新しく大きな変化があることになると考えるが、今まで何が足りなかったのか、これから何が必要か、形式ではなく本音で語り合っ瀬戸市にふさわしいかたちにしていきたいと考えているので、皆様のお力添えをよろしく願いいたします。	
副会長	小林会長とは県の仕事でご縁があり、前副会長の後藤先生ともご縁があり、人との関わり合いの中で委員に推薦いただいた。普段岡崎市におり、この場がないと瀬戸市の皆様と関わることもできなかつたので、この機会を有効に活かしていきたい。会長からもあつたとおり、こういう場だからこそ、本音で議論したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。	
<p>(2) 報告事項</p> <p>① これまでの経緯と取り組みについて</p> <p>事務局の紹介。 事務局より「これまでの経緯と取り組みについて」の資料に基づき、一般廃棄物処理費用にかかる適正負担について、諮問から答申を受けるまでの経緯及び取り組みについて説明。</p>		
会長	ただ今の説明について、質問があればお願いします。 遠慮せずにご発言をお願いします。	

委員	<p>この資料をいただくまで、広報の掲載記事やホームページへの掲出等の取り組みを行っていたことを知らなかった。広報は拝見するが、ごみの特集記事が掲載してあることまでは知らなかった。</p> <p>また、ミックスペーパーについて、しっかり理解していないところがある。収集日等のルールがあることは理解しているが、ごみを減らす様々な取り組みが行われていることを初めて知ったので、市民の認知度は低いのが現実ではないか。いかに広げていくのが課題であると考えます。</p>
委員	<p>広報やラジオ等の様々な啓発を行っていることは知らなかった。他の審議会でも言えるが、瀬戸市全体としてプロモーションが弱いところがある。市全体のプロモーションとして抜本的に変えていく必要があるのではないかと感じている。昨年度の啓発において、ミックスペーパーという言葉が多く使われているが、ミックスペーパーに対して力を入れて取り組んでいくということで捉えてもよろしいか。</p>
事務局	<p>ミックスペーパーが燃えるごみの中に多く含まれていることから、分別を徹底することによりごみを減量できないかと考えており、ミックスペーパーの分別徹底について周知することに注力している。</p>
事務局	<p>そもそもミックスペーパーとは何かということがまだまだ市民へ浸透していないと感じており、本来ミックスペーパーとして分別できるものが燃えるごみの袋の中に入ってしまった。ミックスペーパーを燃えるごみの袋から取り出せば、ごみ減量につながると啓発をしているが、ミックスペーパーという言葉自体が浸透していないことが課題である。ミックスペーパーの回収量は増えているが、燃えるごみの中に含まれている割合は変わらないのが現状である。</p>
委員	<p>せっかくミックスペーパーというキーワードがあるので、これを用い広げていくと良いのではないかと。へらせつとくんはごみ袋に載っているため知っているのですが、ミックスペーパーを分別するといったこともごみ袋に掲載できると良い。</p> <p>広報やホームページだけでは自ら情報を拾いにいかない気づけないので、多くの方が知らないものをプロモーションするには、広報やホームページは適してないのではないかと感じる。</p>
事務局	<p>今の意見が行政の一番弱い部分であり、広報に掲載したことで周知できたことになってしまい、市民の皆様には伝わりましたという感覚を得るところまでいっていない。欲しい情報や知らせたい情報をダイレクトに伝える必要があり、広報やホームページに掲載するだけでは、ありとあらゆる情報があるため市民が拾いきれなくなっている。</p>
委員	<p>市民は老若男女いるので、全市民に伝わるような方法を検討していく必要がある。</p>
委員	<p>インターネットや SNS だけでは、お年寄りには伝わり辛い部分があるため、広報の活用は必要だが、興味があれば見るが興味がないと捨ててしまうだけではないか。シリーズで特集を展開していくとたまたま見たときに欲しい情報ではないことがあるので、毎回同じことを載せても良いのではないかと。また、回覧板の活用も良いと考える。強制的に見てもらおう方法はないか。</p>

事務局	啓発の手段はひとつではなく、ありとあらゆる方法でやる必要がある。ただ、昨年度行ってきた啓発以外にも一人ひとりに伝えるには、対面で伝えるのが一番伝わるのではないかと考える。そこに至るまで、広報やホームページ、回覧板等で啓発を行いつつ、他に何か良い方法はないかと考えてきたが特効薬的なものはないことが課題である。
委員	直接市民に伝えるという説明会は検討したか。
事務局	2年前に中学校区でごみ減量に関する説明会を実施したが、中学校区ということもあり、公民館や交流センターのある地域の人しか集まらず、もっと地域を細かく分けて実施する必要がある。
委員	ごみ減量に取り組むメリットであったり、ごみを減らさないとどうなるのかが分からないと参加はしないだろう。説明会を開催するのであれば半強制的に参加を促さないと、市民は参加しないのではないかと。
会長	インセンティブの必要性についても、本審議会で議論してきたが、なかなか結論まで至らなかった。これからも啓発していくのは当然のことであり、予算がかからず効果的な啓発方法があれば、ぜひ実行していきたい。インセンティブの必要性は有料化にあたってもしっかり考えていかないといけないことである。 他にはありますか。
委員	広報が好きで隅々まで拝見する。どうすればごみ減量ができるかは人それぞれの考えがある。広報に関して言えば、ごみ減量に取り組んでいる人をピックアップし特集をすることで、その人の背景にいる人にごみ減量に対する想いを伝えていくことができるのではないかと。
委員	ミックスペーパーの分別について自治会でも取り組んできたが、現実にはなかなか伝わらないという状況である。 自治連合会長として20連区の自治会長に会議でごみに関して話すようにし、少しずつ広めようとしている。ミックスペーパーという言葉を出しても意味が伝わっていない。昨日、ごみに関する説明会に参加し、ミックスペーパーについて説明を行った。そこに参加した人はごみに関心が高いので、そこから広めていただくようお願いした。また、自治会を使って広げていきたいと考える
会長	ミックスペーパーは月2回の回収でよろしいですか。資源リサイクルセンターに持ち込みは可能ですか。
事務局	はい、その通りである。資源リサイクルセンターに持ち込むことも可能である。
委員	地域の集団回収でミックスペーパーが出せる地域もあり、その地域ではミックスペーパーを身近に感じるかもしれない。地域の活動団体に還元されるとみんな頑張って分別をする。
会長	分別をしてくださいというお願いではなく、分別をしなければならないというように変えて伝えなければいけない。有料化を進めていく中で、分別するとごみが減るといった言い方に変えていく。強制ではないが、言い方

	<p>を変えるだけで変わるのではないか。</p> <p>今改めてホームページを拝見しているが、相変わらず作り方が良くない。</p> <p>12MB の PDF データを添付するのはダウンロードするのは大変である。また、日本語を読まないで外国語の出し方にたどり着けず、それぞれの立場を考えてホームページを作っていただくと良い。</p> <p>それでは、振り返りは以上とさせていただきます。</p>
② 国の動向について	
事務局より「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」の資料に基づき説明。	
会長	<p>プラスチックの資源循環に関する新しい法律が6月に成立し、1年以内に施行されることとなっている。瀬戸市はこれまでプラスチックの分別回収を行っていないが、新しい法律に従い、プラスチック全体としての分別回収に動く必要がある。</p> <p>この件について質問はよろしいですか。</p> <p>では、次に進めます。</p>
③ 瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針について	
事務局より「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針概要版」の資料に基づき説明。	
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>質問があればお願いします。</p> <p>基本方針は広報、ホームページで公表しているということによろしいですか。</p>
事務局	はい。基本方針は掲出している。
会長	<p>本審議会では、金額等の制度について意見は出すが決めるのは事務局であり、進め方について審議していく。また、世の中の変化により、脱炭素やプラスチック等の新しい法律に基づき、処理の方法が変わっていくこともあるが有料化を進めていくことは決定している。有料化導入の背景は、ごみが減らないことであるが、すでに始まっている晴丘センターの延命化工事や10年後に始まる建替工事もあり、ごみ処理の容量を減らすことが喫緊の課題である。それから、ごみが減らないと財政のひっ迫につながる。当初は1年早く有料化を進めることを決めるつもりであったが、市民としっかり対話をする時間や機会を設けるため、じっくり審議してきた。</p> <p>方針を読めばわかるが、単に有料化をするということではなく様々な人に配慮しながら、より公平性を確保し、ごみ処理にかかる適正な負担をいただくことである。これからも、しっかり審議しながら進めていく。</p>
委員	<p>有料化になることは広報で拝見した。金額について見直しをしていくということだが、市民の頑張りがどれくらい金額に直結するのか説明会等で教えていただきたい。また、説明会をするときは、どういう理由で有料化をするのか、細かい内容等も含めて説明があれば理解できるのではないか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今のご意見に対しては、瀬戸市一般廃棄物処理有料化実施計画で細かい説</p>

	明をさせていただく。方針は有料化導入までの大きな流れについて説明をしているものである。
委員	了解した。
会長	有料化の導入について、昨年度の審議会で使用したごみ1袋処理をするのにいくらかかるのか具体的な金額がわかる資料があるので、新しい委員にも示してください。 あと、その資料に加えて例えば10%ごみを減らせば処理費用はどのようになるのかわかるものがあると望ましい。
委員	ごみが増えているから金額が高くなるのはわかるが、減ったら低くなるのか。
事務局	以前説明会で、市民の皆様が出しているごみを1袋あたり処理するのに、ランニングコストだけでおおよそ1,400円かかると説明したが高いという声はなかった。晴丘センターの建替工事についても、今と同じ規模の処理施設を建設した場合の費用しか今は分からず、ごみ減量をすることにより規模の小さい処理施設を建設する可能性もあるため、その都度コストは変わってくるものであり、一定の金額にすると決められるものではない。 一方、ごみ処理費用すべてを市民から負担していただくものではなく、ごみを減らすために効果的な金額として設定している。例えば、10%20%とごみを減らしたことにより、金額の見直しがあった際に、金額を落としても継続していくことが可能であれば、そういった手法もある。財政的には、一度決めた金額を変えることは難しいかもしれないが、ごみが減らないと税の投入は増えることになるかもしれない。金額の上下については、いろいろな考え方をすることができるので、今決められるものではない。
委員	一旦、有料化をすると500円になり、減量が進めば450円になると、また上げるのは難しいから下げられないということではないか。減量を頑張った人に電子マネーのようにポイントを付与する等検討してきたのか。
事務局	誰がどのくらいのごみを出したかを量ることはできない。
会長	有料化の制度については、次の議事で確認していきたいと考えますので、次に移ります。
(3) 瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画(案)について	
事務局より、「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画(案)」の資料に基づき、瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画の策定にあたり、審議会の役割及び資料の説明。	
会長	ありがとうございます。 質問、意見等があればお願いします。
委員	資源回収品目の拡大のプラマーク付き容器包装について、マークが付いていないものはどうするのか。新しい法律的にはプラスチック全体をリサイクルする必要があるのではないか。
事務局	資源物の回収という観点では、プラマーク付きの容器包装が資源物にあたる。バケツや歯ブラシ等の硬質プラスチックをリサイクルする仕組みがないのが現状である。燃料として燃やしているところもあるが、資源物として回収するのであれば、国の制度やリサイクルの流れが整い次第、資源回

	収品目として回収を行っていききたい。
委員	硬質プラスチック以外でプラマークが付いていないものはあるか。
会長	<p>プラマークが付いていないものもあり、まずはプラマークがついているものをリサイクルしていくことが分かりやすいのではないかと感じる。ペットボトルはリサイクルルートがしっかり決まっているのに対し、プラスチックについては、リサイクルする方法もルートも決まっていないものがほとんどである。</p> <p>とはいえ、リサイクルを進めていくには、まずはプラマークがついたものからリサイクルしていくことが望ましい。市民目線で見ると全部プラスチックではないかと感じるが、集めたプラスチックの中からさらに分別するのは、現状できないことである。であれば、ある一定のところまでの分別をし、まずはプラマークがついた容器包装プラスチックの回収から始めていくことになる。</p>
委員	プラスチックの回収について、リサイクルするためにプラマーク付きからまずは分別回収を行うことが示してあると分かりやすいのではないかと感じる。
会長	<p>リサイクルできるものから着手すると明記してあるほうが分かりやすい。プラスチック全体のリサイクルについて、ルートも方法も決まっていないものがほとんどであるため、私も模索して考えていきたい。</p> <p>他にはいかがか。</p>
委員	有料化の対象から除外するごみについて、おむつはどのようにして対象外にしていくのか。
事務局	指定袋ではない袋に入れて回収し、有料化の対象外にする自治体は他にもあるが、おむつ以外のごみの混入があり、排出方法は考える必要があるが対象外にしたいと考えている。
委員	組成調査の結果を見ると紙おむつが出ない地域もある。常盤産業は高齢者のおむつの宅配と回収を行い、自社でリサイクルしている。おむつは子どもから高齢者まで使用者が多くいるので対象外にするのも良いが、指定袋以外で出したものを回収すると何でも指定袋に入れなくなるのではないかと感じる。
会長	<p>私は日本紙おむつリサイクル推進協会に加入している。昨年3月に環境省から基本方針が出され、将来的にリサイクルしていくことが示されている。技術としてはリサイクルできるが、どのように進めていくかはまだ分からない。おむつを使用している世帯に指定袋を渡すのかシールを渡すのか、具体的な方法は考えながら進めていくことになるが配慮していく必要がある。おむつの重さは子どもと大人で変わり、大人のは 500g から 1kg ある。重量としては、大人のおむつをリサイクルするとごみ減量につながる。</p>
委員	紙おむつを対象外とする理由として、減らそうとしても減らすことができ

	<p>ないごみとあるが、他にもあるのではないか。例えば医療品を日常的に使用している人であれば、減らせないごみにあたるので、対象外になるごみの議論が拡散してしまう恐れがある。</p> <p>紙おむつに関しては、今後リサイクルできる可能性があるからと説明があれば納得できるので、今の記載の仕方だと個人の意見を誘発してしまうのではないか。</p>
会長	<p>どのような人に配慮すべきか整理する必要がある。</p>
委員	<p>市として、子育て世代の応援や高齢者のサポートとして対象外のごみを伝えたいほうが市のプロモーションにもつながるのではないか。</p>
委員	<p>現在のごみ袋の取り扱いについて、既存袋を粗品で配っている団体もいる。取り扱いについては、早めに周知する必要がある。</p>
委員	<p>有料化をするとすると買い占める人がいると考える。</p>
事務局	<p>買い占めを阻止するためにも、有料化以降は使用できないようにする。</p>
委員	<p>事前周知を早めをお願いする。</p>
委員	<p>新しいごみ袋の使用は令和5年度からか。</p>
事務局	<p>そうである。たくさん在庫を持っている人への周知や買い占めを防ぐためにも、制度開始までに長い期間を設けている。</p>
委員	<p>おそらく自治会にも粗品としての既存袋がたくさんあるであろう。</p>
会長	<p>確認になるが、パブリックコメントを行うのは次の審議会の前か後か。</p>
事務局	<p>会議体としては、パブリックコメントの報告として考えているが、今回いただいた意見を基に書面で確認をお願いする。</p>
委員	<p>パブコメとは。</p>
事務局	<p>パブリックコメントとは、一定の期間を設けて市民に対して計画の意見をいただくことである。まずは、ここで計画案を公表する。パブリックコメントでいただいた意見を整理し、事務局の意見を踏まえ、次の本審議会で報告を考えている。</p>
会長	<p>重要な施策、条例については、ほとんど行っているものになる。</p>
委員	<p>他のパブリックコメントは多くの意見があるのか。</p>
事務局	<p>人数としての意見はあまりなく、形式的になってしまうが市民の意見を聞くことが必要である。</p>
事務局	<p>ごみに関することは生活に直結するものになるので、他の市町村はたくさん意見をいただいていると聞いている。</p>
委員	<p>先行して有料化を導入している自治体を参考に、意見の集め方を考える必要があるのではないか。</p> <p>今の瀬戸市のごみの状況は分かるが、有料化しないとどうなるのか分かるものがあると良い。有料化した場合としなかった場合のギャップの差が分かれば腹落ちできる。</p>
会長	<p>手数料の見直しについては考えているのか。</p>
事務局	<p>手数料の見直しと記載はしていないが、計画の推進に向けての項目で、基</p>

	本計画に合わせて5年に一度見直すと記載しており、その中に手数料の金額も含めて考えている。
委員	5年に一度見直す理由は何か。毎年見直すことはできないか。
事務局	一般廃棄物処理基本計画を10年ごとに策定し、5年ごとに見直すことが法律で決まっている。計画に乗っ取って有料化を進めていくことが環境省からの指針としても出ている。
会長	5年ごとが良いのかわからないが、毎年見直すのは難しいことである。見直すという項目は追加するのか。
事務局	先ほどのインセンティブについての話もあるので、表現については考える。ごみの減量に取り組んでいただくことが大事であり、ごみの減量に目を向けているとうまく伝わるような表現ができれば良いと考える。
会長	有料化導入の目的はごみの処理量を減らすことであり、今まで40リットルで出していたものを30リットルにする等してごみを減らしてもらうことが本来である。値段を下げるのではなく、使うゴミ袋を小さくして負担する金額を減らしてもらう方法が正しいと思うが、意見としてはごみが減れば金額も安くなるのかというのは有り得るのではないか。
委員	基本計画の目標値が載っていないのではないか。
委員	目標値については広報等にも再三載せている。組成調査の結果により、資源化できる紙類を分別すれば目標を達成できることやまだまだごみ減量ができることを伝えてはいるが、コロナ禍もありごみが増えてきている。今まで何回も何回もごみ減量について伝えてきているが、減量が進まない状況なので、市民の皆さんにもう一度考えてもらいたい。ごみを減らすことによって、市民の税金も有意義に使われるということを周知したいのが我々の望みである。
委員	ごみ減量の必要について、今の意見のほうが計画よりも伝わる。だからこそ目標値を計画にも示し、目指す姿を示す必要があるのではないか。現状と目標のギャップを埋めることが課題であり計画になるのではないか。
副会長	基本方針にはあり、実施計画にはないので位置付けが市民にとっては分かりにくい。
委員	基本計画の中のひとつの施策として有料化を位置付けているのですね。
事務局	現在の基本計画は令和5年度までのものとなるので、今目標値を変えるつもりはない。ただ、委員のいただいた意見のとおり、何を指すのか分かりづらいので、目標値は計画内にも示したいと考える。
委員	目標値はどのように決まるのか。
事務局	大きな根拠はない。
会長	現在の計画策定時に携わったが、200袋のごみ袋を開けて組成を調べ、ごみから何が減らせるのか調べた。人口推計からの推測と合わせてこれぐらいならごみ減量できるのではないかと目標設定をしている。目標達成に向けて予算の制約がある中で進めていったが、中々減量は進まなかった。施策の中にはミックスペーパーの分別や臨時のリサイクルステーションの開設もあり、行ってきたがごみは大きくは減らなかった。
委員	では目標とリサイクルするべき量の乖離が現状なのか。



会長	ごみの排出量には資源物等のリサイクルできるものも含まれている。目標は二つあり、市民が出すごみの排出量と処理量の二つになる。実際には二つ目の目標を減らしたい。なので、処理量を減らすにはリサイクルが必要なため、リサイクル率の目標がある。分かりにくいのが国が示した方法で算出している。一番減らしたいのは1人1日あたりのごみを焼却する量である。
副会長	基本計画の組成調査の資源化できる紙類12%食品ロス6%とあるから、達成できるはずではある。
委員	理解した。
委員	本当にごみ減量を意識することが必要である。
事務局	意識しつつ、行動が伴わなければいけないので、いろいろな減量方法がある。
会長	意識に刺激を与えるための有料化導入といった側面もある。
委員	特に難しいことを要求されているわけではないことが分かった。
委員	他の市民も本審議会に参加すると分かりやすいのでは。
委員	ごみの重量を減らそうと思えば水切り等のひとつの努力で変わる。コロナ禍で時間的なゆとりができるのであれば、ごみのことも意識できると良い。
会長	ペットボトルキャップ一杯分を減量できるだけで大分違う。このレベルのことができれば良いのである。 時間もあるので、次に移ります。
3 その他	
事務局	本審議会は時間に限りがあるので、この場でいただけなかった意見は別途意見を8月20日までに回答をお願いしたい。パブリックコメント前に書面で確認をお願いしたい。次回の審議会については、パブリックコメントの意見に対して事務局の意見等を報告したい。
会長	計画をA4、1枚でまとめるようお願いする。概要版があると読んでみようと思える。
事務局	計画についても概要版を用意する。
委員	次回の審議会で委員に求められることは何か。
事務局	案が取れる前の計画について、問題はないか確認をしていただく。
会長	審議会として承認するものではないので、確認に留めることにする。 他にはあるか。 ないようであれば、次に移る。
4 閉会	
会長	計画についての意見は8月20日までにお願いします。 では、これにて閉会とする。 ありがとうございました。

